

小型船舶の対象範囲が拡大されました

日本小型船舶検査機構

平成15年6月1日から、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」及び「小型船舶安全規則」が改正され、小型船舶の範囲が次のように変更されました。

これまで

総トン数 20 トン未満の船舶

小型船舶の範囲が
拡大されました

平成15年6月1日から

総トン数 20 トン未満の船舶

総トン数 20 トン以上の船舶で、長さ 24 m 未満のスポーツ又はレクリーションにのみ用いられるもの

Q 1 . 上記 の船が小型船舶になることで、何が変わりますか？

A 1 . 国の確認を受けると、小型船舶操縦士免許で操縦ができるようになります。
また、船舶検査の基準が、小型船舶の技術基準になります。

Q 2 . 「スポーツ又はレクリーションにのみ用いられる」とは、どんな船ですか？

A 2 . 個人・法人が所有する「プレジャーボート」です。

船を使う事業に係る様々な法律（海上運送法、漁船法、港湾運送事業法、内航海運業法、遊漁船業の適正化に関する法律）の適用を受ける業務船は除かれます。

国・自治体が所有する船、個人・法人が所有する自家用の業務船も除かれます。

Q 3 . 上記 の船について、どの様な手続きがいろいろあるのですか？

A 3 . 上記 の船を小型船舶操縦士免許で操縦するためには、国（地方運輸局）の確認を受けてください。また、検査・登録は、これまでどおり国（地方運輸局）の検査・登録を受けてください。

なお、すでに小型船舶操縦士免許で操縦できる特例の許可を受けている上記の船については、今回の改正に伴い特段の手続きは必要ありません。

上記 の船は、これまでどおり J C I での検査・登録となります。

* : ご不明の点等がありましたら、国（地方運輸局）におたずね下さい。